XGP、WiMAX Release 2.1 AEの技術的条件

(下線部は今回の答申により追加となったものを、破線部は今回の答申により変更となったものを表す。)

		ンのを、吸縁的はず回の音中により変更となったものを必 XGP		WiMAX Release2.1AE	
周波数		2,535~2,655MHz		同左	
多重化方式 /多元接続方式	基地局(※1)、小電 力レピータ(下り)	OFDM及びTDM/OFDM、TDM及びSDM のいずれかの複合方式		<u>同左</u>	
	移動局(※2)、小電 カレピータ(上り)	OFDMA及びTDMA/OFDMA、TDMA及びSDMA/ SC-FDMA及びTDMA/SC-FDMA、TDMA及びSDMA のいずれかの複合方式		SC-FDMA及びTDMA/SC-FDMA、TDMA及びSDMA のいずれかの複合方式	
変調方式	(共通)	BPSK/QPSK/16QAM/32QAM/64QAM/256QAM		BPSK/QPSK/16QAM/64QAM	
送信バースト長	(共通)	上り: $625 \times N \mu$ s以内/下り: $625 \times M \mu$ s以内 M+N=4、8又は 16 (M、Nは自然数) 又は、 上り: $1000 \times N \mu$ s以内/下り: $1000 \times M \mu$ s以内 M+N=5又は $1000 \times M \mu$ s以内		上り: 1000×Nμs以内/下り: 1000×Mμs以内 M+N=5又は10(M、Nは正の数 ※小数も含む)	
占有周波数帯幅	(共通)	2.5MHz/5MHz/10MHz/20MHz		<u>10MHz/20MHz</u>	
空中線電力	基地局(※1)	20W以下(2.5MHzシス/5MHzシス/10MHzシス)、 40W以下(20MHzシス)		20W以下(10MHzシス)、 40W以下(20MHzシス)	
	移動局(※2)	200mW以下		<u>同左</u>	
	小電力レビータ(※3)	再生型	600mW以下(200mW以下/キャリア)(※4)	再生型	600mW以下(200mW以下/キャリア)
		非再生型	200mW以下(※4)	非再生型	200mW以下
隣接チャネル漏洩 電力	基地局(※1)	3dBm以下(2.5MHzシス/5MHzシス/10MHzシス)、 6dBm以下(20MHzシス)		<u>3dBm以下(10MHzシス)、</u> <u>6dBm以下(20MHzシス)</u>	
	移動局(※2)、小電 力レピータ	2dBm以下(2.5MHzシス/5MHzシス/10MHzシス)、 3dBm以下(20MHzシス)		<u>2dBm以下(10MHzシス)、</u> <u>3dBm以下(20MHzシス)</u>	
送信空中線 絶対利得	基地局(※1)	17dBi以下		<u>同左</u>	
	移動局(※2)、小電 力レビータ	4dBi以下		<u>同左</u>	

^(※1)陸上移動中継局(移動局対向器)を含む。(※2)陸上移動中継局(基地局対向器)を含む。(※3)全キャリアの総電力とする。

^(※4)平成24年4月25日の一部答申では小電力レピータの同時送信可能なキャリア数を3としていたが、キャリアアグリゲーションの導入において3以上のキャリアを同時送信する場合も考えられることから、キャリア数は制限しないこととする。

キャリアアグリゲーションの技術的条件等

キャリアアグリゲーション (Carrier Aggregation: CA) の技術的条件

対象システム: XGP及びWiMAX

対象とする形態等:

CAを行う電波:	下り(基地局からの送信)の電波	
CAの形態:	複数送信装置から発射される電波のCA 一の送信装置から発射される電波のCA	
キャリア配置:	連続した周波数の電波 不連続の周波数の電波	
占有周波数带幅:	広帯域移動無線アクセスシステムとして規定された全ての占有周波数帯幅の電波	

一の送信装置による複数波の同時発射時の技術的条件

一の送信装置による複数波の同時発射時の技術的条件は、①隣接チャネル漏洩電力、②帯域外領域における不要発射 の強度、③スプリアス領域における不要発射の強度、④送信装置の相互変調特性について、以下のとおりとする。

TAX OF TA					
同時発射された キャリアの外側	・最大の数の周波数のキャリアを同時に発射した状態で、一番外側に配置されたキャリアの技術 的条件として定められた許容値を満たすこと				
同時発射されたキャリアの間	・最大の数の周波数のキャリアを同時に発射した状態で、キャリア間において、同時発射される全てのキャリアの技術的条件として定められた許容値のうち、最も高い値を満たすこと・ただし隣接チャネル漏洩電力について、キャリア間の間隔が、隣接チャネル漏洩電力の規定の帯域幅に満たない場合は、キャリア間の間隔の帯域幅に対応する値を基準値とみなす				